

「1人10万円」の給付金 (特別定額給付金)



こうすれば受け取れます

手続きの仕方

- ①申請書が「世帯主」宛てに郵送されてきます。
- ②申請書に、世帯主名義の振込先口座を記入し、口座を確認できる書類（通帳やキャッシュカードのコピー）と本人確認の書類（運転免許証、マイナンバーカードなどのコピー）とともに、市町村に郵送します。
- ③世帯主本人が対応することが難しい場合は、代理人が申請し、給付金を受け取ることができます。
- ④マイナンバーカードをお持ちの方は、マイナポータルサイトから、オンラインで申請できます。

受け取れる人

2020年4月27日現在、国内に住む日本人と、国内に3ヶ月以上住み、住所を登録している外国人。

- ※4月28日以降に生まれた子どもは、対象になりません。
- ※28日以降に亡くなった人は、対象になります。
- ※住民票の登録がなくなっても、4月27日時点で国内に住んでいれば、28日以降でも住民票の登録ができます。

受け取り方

1人あたり10万円（申請人数で金額が増える）が、銀行口座にまとめて振り込まれます。

受付はいつから

市町村が決めます。申請期間は、受付開始から3ヶ月以内。

税金はかかるの

給付金に対する所得税、個人住民税は非課税。
差し押さえは法律で禁止されています。

ホームレス、ネットカフェで生活してる場合でも、市町村に申し出れば受け取れます。

DV避難者も受け取れます

DVや虐待を理由に自宅から避難している人は、いま住んでいる市町村で受け取れます。

- まだ、公的支援を受けていないが一時的にホテルや知人宅に避難している人、虐待や性暴力など家に帰れない事情があり、民間団体宿泊の支援を受けている未成年者も対象です。
- 世帯主に給付金が振り込まれてしまった後でも給付を受けられます。

【詳しくは】

行政のDV・虐待相談窓口、行政と連携している民間の支援団体に相談してください。

日本共産党の地方議員も相談に応じます。

生活保護利用の方一保護費は減額されません

厚生労働省は4月21日、生活保護利用者の給付金を収入認定しないと通知しました。つまり、給付金を理由に保護費が減らされることはありません。

現金給付に関する問い合わせは、特定額給付金コールセンター

☎ 0120-260020 平日・休日問わず 午前9時～午後6時半
または、お住まいの市町村へ